

都市計画の構想の縦覧及び公聴会の開催について

都市計画の構想の縦覧及び公聴会

都市計画の構想

西方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(西方都市計画区域マスタープラン)

対象となる区域

栃木市の一部

縦覧

縦覧期間

2月10日(火)～2月24日(火)(土・日、祝日を除く)

縦覧場所

県都市計画課、栃木土木事務所企画調査課及び本都市計画課

※構想について意見がある方は縦覧期間中、公聴会で公述人となる意思の有無を明記して、直接または郵送で意見申出書を提出してください。

公聴会

日時 3月20日(金) 18時30分

会場

西方総合文化体育館2階会議室

※公述希望者がいない場合は公聴会を開催しません。

傍聴を希望する方は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先に確認ください。

問合せ先

栃木県都市計画課

028(623)2465

全国社会福祉協議会「民生委員・児童委員功労表彰」受賞

栃木市民生委員児童委員協議会連合会会長を務める日向野文代さんが、11月21日に東京・日比谷公会堂で開催された全国社会福祉大会において、全国社会福祉協議会長表彰を受賞されま

春季全国火災予防運動

火災予防思想の一層の普及と火災による死傷者や財産損失の減少を目的に、全国で展開されます。

平成26年度全国統一防火標語「もういいかい 火を消すまでは まだだよ」

問合せ先

3月1日(日)～3月7日(土)

日時

消防本部予防課

0119(代)



受賞報告をする日向野文代会長

国登録有形文化財「下都賀酒造協同組合事務所」の土地建物の寄贈

平成26年10月16日に栃木税務署向かい側にある、国登録有形文化財「下都賀酒造協同組合事務所」の土地建物について、同組合より歴史的建造物を活用した街づくりに活用願いたいとの趣旨で寄贈を受け、感謝状を贈呈しました。

問合せ先

本文化課(21)2498



下都賀酒造協同組合代表理事相良洋行氏

防災訓練のお知らせ

各種訓練の見学のほか、新型災害支援車の展示、煙避難体験、パネル展示など防災コーナーなど。

- 2月15日(日) 8:30～11:00 予定(荒天中止) 西方総合文化体育館(西方町本郷)
3月8日(日) 8:30～11:00 予定(荒天中止) 小野寺北小学校(岩舟町小野寺)

問合せ先 危機管理課(21)2551

地域福祉基金への寄付ありがとうございました

福祉の増進に役立ててほしいと、地域福祉基金へ寄付が寄せられました。

株式会社 栃木自動車教習所様 12,105円
この寄付金は、今後、地域福祉のため役立てられます。

問合せ先

本社会福祉課(21)2201

Happy子育て 32 困っていませんか?

最近、保護者の子育ての悩みとしてよくあがっているものに「ゲーム」「スマホ」の問題があります。

ゲーム依存と思うほどに長時間やっている/やめさせようとしても言うことをきかない/健康を害するのではないか/生活リズムがどんどん崩れている.../幼児期から小中学生まで共通の親の不安です。

策として「時間を決める」「親子で約束をつくる」などあげられますが、決定的な対策ではないようです。

時代をさかのぼってみると、テレビ・パソコン・ケイタイ↓そしてスマホ(ゲーム)と、依存?と思われるほど夢中になる子どもの姿がありました。

しかし、本来、子どもは一日にかなりの運動量を必要とし、体を動かして駆まわるのが望ましい姿です。

それより長時間じっとして、ゲームを続ける方を選ぶのは、その方が魅力的で楽しいからです。ならば、もつと魅力的で楽しいことを用意してあげれば、そちらを選ぶはず。

小1男児の例ですが...
柿の実を落とす/メダカの水槽の水を交換する/親子で自転車や遠乗りをする/親子で料理する/紙粘土/クワガタの世話をする/じゃがいもほりをする/ボール投げをする

誘っても魅力がないと「ほっておいて...」と言ってゲームを続ける。おもしろければやめて動きだす。それぞれの発達段階に合わせて、ゲームだけでなく多様な選択肢を用意し、よりよい環境を作る役割が、大人にはあるのではないかと考えるのです。「ゲームより楽しいものって何かある?」親子で考えてみるのも解決策のひとつです。

本生涯学習課(21)2490

相談業務のご案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

本 = 本庁 都 = 都賀総合支所
大 = 大平総合支所 西 = 西方総合支所
藤 = 藤岡総合支所 岩 = 岩舟総合支所

Table with columns: 相談 (Consultation), 日時 (Date/Time), 場所/問合せ先 (Location/Contact). Rows include: 弁護士相談, 総合相談, 宅地建物相談, 合同相談, 市民相談, 消費生活相談, 年金相談, 外国人相談, 行政相談, 人権相談, 相談電話, 青少年相談, 家庭児童相談, ドメスティック・バイオレンス相談, 就労支援相談.

リコール情報について知っていますか?

リコールとは事業者等が製造、販売あるいは提供した製品について何らかの欠陥や不具合、品質上の理由などにより、製品の回収・交換、無償修理、無償点検、注意喚起等を行うものです。

消費者庁では、消費生活用製品安全法に基づき重大製品事故等の情報を収集しており、年間約1000件以上の事故報告を受けています。このうちリコール中の製品による事故は年間100件以上になります。

リコール情報を知る方法
消費者庁「リコール情報サイト」、消費者庁「リコール情報メールサービス」、事業者の新聞社告やテレビCM、ホームページ等があります。

家庭にある製品がリコール対象かどうかを「リコール情報サイト」の検索機能を利用したり、新聞社告やCMなどを積極的にチェックしたりしましょう。そして、リコール対象の製品があった場合は、直ちに使用をやめ、事業者へ連絡してください。製品購入時にユーザー登録を行うと、リコールがあった場合に情報が届く仕組みを設けている事業者もあります。

問合せ先 消費生活センター (入舟庁舎) (23)8899